

Ⅲ 学則

江戸川看護専門学校学則

第1章 総則	14
第2章 学年・学期及び休業日	14
第3章 入学	15
第4章 教育課程等	15
第5章 休学・退学・復学・除籍	17
第6章 賞罰	17
第7章 健康管理	17
第8章 図書	17
第9章 職員組織及び諸会議	18
第10章 検定料・入学金・授業料等	18
第11章 雑則	18
学則別表「教育課程と単位数」(第15条関係)	19
学則様式1「既修得単位認定願」(第19条関係)	20
学則様式2「卒業証書」(第20条関係)	21

江戸川看護専門学校学則

第1章 総則

(目的)

第1条 江戸川看護専門学校は、保健師助産師看護師法に定める看護師の養成機関として、地域社会のニーズに対応できる基礎的知識及び技術を養い、倫理に基づいた看護実践ができる看護師の養成を目的とする。

(名称)

第2条 江戸川看護専門学校（以下「本校」という）と称する。

(位置)

第3条 東京都江戸川区西瑞江5丁目1番地6に置く。

(学校評価等)

第4条 本校は教育水準の向上を図り、学則第1条の目的及び社会的使命を達成するため、本校の教育研究活動その他必要な事項について、自己点検及び学校評価を行うものとする。
2 学校評価検討会議については別に定める。

(課程及び学科)

第5条 本校の課程及び学科は、次のとおりとする。

医療専門課程 看護学科（3年課程）

(学生定員、修業年限及び在学期間)

第6条 学生定員、修業年限及び在学期間は、次のとおりとする。

学科名	看護学科（3年課程）	
学生定員	学年定員	総定員
	40名	120名
修業年限	3年	
在学期間	6年を超えない	

第2章 学年・学期及び休業日

(学年及び学期)

第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
2 学年を分けて、次の2学期とする。

前期	4月1日から9月30日まで
後期	10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。
(1) 国民の祝日に関する法律に定める休日
(2) 日曜日及び土曜日
(3) 季節休業（学年を通じて10週間以内で校長が定める）
(4) 創立記念日 6月23日
2 校長は、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行い、又は、休業日以外の日に授業を行わないことができる。

第3章 入学

(入学資格)

第9条 本校に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本校の行う入学試験に合格した者でなければならない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第1項に該当する者
- (2) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者

(入学の出願)

第10条 入学を希望する者（以下「入学志願者」という）は、本校所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。

2 提出書類、方法等に関する事項は別に定める。

(入学者の選考)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより選考を行う。

(入学手続き)

第12条 前条の規定による入学試験に合格した者は、校長が指定する期限までに保証人2人と連署した誓約書・保証書に入学金を添えて校長に提出しなければならない。

2 前項に規定する保証人は、独立生計を営む者でなければならない。

3 保証人等に関する事項は別に定める。

(入学の許可)

第13条 校長は、前条の手続きを完了した者に入学を許可する。

(転入学・編入学)

第14条 本校に転入学を希望する者がある場合は、教育計画、学科及び実習の進捗が同程度であり、かつ、定員に欠員が生じている場合に限り許可することができる。

2 第9条から前条までの規定は、前項の規定により転入学しようとする者について準用する。

第4章 教育課程等

(教育課程)

第15条 本校の教育課程及び単位数は、学則別表「教育課程と単位数」のとおりとする。

(単位の基準)

第16条 別表に定める各科目の単位数は、1単位の科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学習等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲の授業をもって1単位とする。

(2) 臨地実習については、45時間の実習をもって1単位とする。

(単位の認定)

第17条 授業科目を履修し試験等が合格した者に、所定の単位を与える。

2 前項に規定するもののほか、単位認定に関し必要な事項は別に定める。

(成績評価)

第18条 履修科目の評価は、各授業科目の担当教員が学習状況、出席状況、試験及びレポート等の成績により行う。

2 前項に規定するもののほか、成績評価に関し必要な事項は別に定める。

(大学卒業等履修科目の認定)

第19条 校長は、江戸川看護専門学校に入学する前に次に掲げる学校等において履修した科目を有する者について、本人からの申請(学則様式1「既修得単位認定願」)に基づき、本校の総取得単位数の2分の1を超えない範囲で、本校の教育内容に相当すると認めるときは、当該科目に相当する科目を本校において履修したものとみなすことができる。

- (1) 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学
- (2) 歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第12条第1号の規定により指定されている歯科衛生士学校又は同条第2号の規定により指定されている歯科衛生士養成所
- (3) 診療放射線技師法(昭和26年法律第226号)第20条第1号の規定により指定されている学校又は診療放射線技師養成所
- (4) 臨床検査技師等に関する法律(昭和33年法律第76号)第15条第1号の規定により指定されている学校又は臨床検査技師養成所
- (5) 理学療法士及び作業療法士法(昭和40年法律第137号)第11条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは理学療法士養成施設又は同法第12条第1号若しくは第2号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設
- (6) 視能訓練士法(昭和46年法律第64号)第14条第1号又は第2号の規定により指定されている学校又は視能訓練士養成所

(7) 臨床工学技士法(昭和62年法律第60号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は臨床工学技士養成所

(8) 義肢装具士法(昭和62年法律第61号)第14条第1号から第3号までの規定により指定されている学校又は義肢装具士養成所

(9) 救急救命士法(平成3年法律第36号)第34条第1号、第2号又は第4号の規定により指定されている学校又は救急救命士養成所

(10) 言語聴覚士法(平成9年法律第132号)第33条第1号から第3号まで又は第5号の規定により指定されている学校又は言語聴覚士養成所

2 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号の規定に該当する者で養成所に入学した者の単位の認定については、社会福祉士及び介護福祉士法施行規則等の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第42号)による、改正前の社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則(昭和62年厚生省令第50号)別表第4に定める基礎分野又は社会福祉士介護福祉士養成施設指定規則別表第4若しくは社会福祉士介護福祉士学校指定規則(平成20年文部科学省・厚生労働省令第2号)別表第4に定める「人間と社会」の領域に限り本人からの申請に基づき個々の既習の学習内容を評価し、養成所における教育内容に相当するものと認められる場合には、保健師助産師看護師養成所指定規則別表3に定める基礎分野の履修に替えることができる。

(卒業の認定)

第20条 校長は、別表に定める全科目の単位を修得した者、かつ出席すべき日数の3分の1以上欠席していない者に対して卒業の認定を

行い、卒業証書（学則様式2「卒業証書」）を授与する。

- 2 前項の規定により卒業の認定を受けた者は、専門士(医療専門課程)と称することができる。

第5章 休学・退学・復学・除籍

(休学、退学)

第21条 休学又は退学を希望する者は、その理由を詳記して保証人連署の上、校長に申請してその許可を受けなければならない。休学する者はその理由が傷病によるとき等、医師の診断書を添えるものとする。

- 2 校長は健康上の理由により一定期間授業を欠席する必要があると認める者に対し、休学を命ずることができる。

- 3 休学期間は、通算して1年以内とし、在学期間には算入しないものとする。ただし、校長が特別の事情があると認めるときは、更に1年以内の期限を限って休学を許可することができる。

- 4 休学等の関連事項については別に定める。

(復学)

第22条 休学した者が復学を希望するときは、校長に申請して、その許可を受けなければならない。

(除籍)

第23条 校長は、次の各号に該当する者を除籍することができる。

- (1) 疾病その他の理由により成業の見込みがないと認められる者
- (2) 第6条に規定する在学期間を超えた者
- (3) 正当な理由がなく授業料を納入しない者
- (4) 死亡した者

第6章 賞罰

(表彰)

第24条 校長は、学業成績優秀で他の模範と認められる者を卒業の際、表彰することができる。

(懲戒)

第25条 校長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して懲戒を行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 本校の秩序を乱し、学生の本分に反する者
- (3) 正当の理由がなく出席が常でない者

- 2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

第7章 健康管理

(健康管理)

第26条 本校に休養室を設け、学生及び職員の健康管理を行う。

- 2 健康管理に関する規程は別に定める。

第8章 図書

(図書室)

第27条 学校に図書その他の文献及び研究資料を収集保管し、教職員及び学生の閲覧に供するため図書室を置く。

- 2 図書室に関する規程は別に定める。

第9章 職員組織および諸会議

(職員組織)

第28条 本校に校長、副校長、校務主任、教務主任、専任教員、事務職員を置く。

(諸会議)

第29条 本校に教育上重要な事項を審議するため諸会議を置く。

2 職員、諸会議に関し、必要な事項については別に定める。

第10章 検定料・入学金・授業料等

(検定料・入学金・授業料等)

第30条 検定料、入学金、授業料等は別に定める額とする。

2 授業料等の納入については別に定める。

第11章 雑則

(雑則)

第31条 この学則の施行に関し、必要な事項については別に定める。

附則 この学則は平成27年4月1日から施行する。

附則 この学則は平成27年6月1日から施行する。

学則別表「教育課程と単位数」

区分	教科内容	科目	単位数	時間数	
基礎分野	科学的思考の基礎	学習と文章	1	30	
		論理的思考	1	30	
		生活科学概論	1	30	
		看護情報学	1	30	
		心理学	1	30	
		教育学	1	30	
		生物学	1	30	
	人間と生活・社会の理解	人間関係論	1	30	
		コミュニケーション論	1	15	
		カウンセリング	1	15	
		英語	1	30	
		社会学	1	30	
		運動生理学	1	15	
		レクリエーション論	1	15	
専門基礎分野	人体の構造と機能	看護形態機能学	1	30	
		解剖生理学Ⅰ	1	30	
		解剖生理学Ⅱ	1	30	
		解剖生理学Ⅲ	1	30	
		解剖生理学Ⅳ	1	30	
		生化学	1	15	
		栄養学	1	15	
		臨床栄養学	1	15	
		疾病の成立ちと回復の促進	病理学総論	1	15
			疾病と治療Ⅰ	1	30
	疾病と治療Ⅱ		1	30	
	疾病と治療Ⅲ		1	30	
	疾病と治療Ⅳ		1	30	
	疾病と治療Ⅴ		1	30	
	薬理学		1	30	
	微生物学		1	30	
	健康支援と社会保障制度	現代医療論	1	15	
		公衆衛生	1	15	
		社会福祉	1	15	
		関係法規	1	15	
		看護と法律	1	15	
	看護倫理	1	15		
	専門分野Ⅰ	基礎看護学	看護学概論	1	30
共通基本技術Ⅰ			1	30	
共通基本技術Ⅱ			1	30	
共通基本技術Ⅲ			1	30	
日常生活援助技術Ⅰ			1	30	
日常生活援助技術Ⅱ			1	30	
診療補助技術Ⅰ			1	30	
診療補助技術Ⅱ			1	30	
看護過程			1	30	
臨床看護総論Ⅰ			1	30	
臨床看護総論Ⅱ			1	30	

区分	教科内容	科目	単位数	時間数
分野Ⅰ	臨地実習	基礎看護学実習Ⅰ	1	45
		基礎看護学実習Ⅱ	2	90
分野Ⅱ	成人看護学	成人看護学概論	1	30
		成人看護学方法論Ⅰ	1	30
		成人看護学方法論Ⅱ	1	30
		成人看護学方法論Ⅲ	1	30
		成人看護学方法論Ⅳ	1	30
	成人看護学方法論Ⅴ	1	15	
	老年看護学	老年看護学概論	1	30
		老年看護学方法論Ⅰ	1	30
		老年看護学方法論Ⅱ	1	30
		老年看護学方法論Ⅲ	1	15
	小児看護学	小児看護学概論	1	30
		小児看護学方法論Ⅰ	1	30
		小児看護学方法論Ⅱ	1	30
	母性看護学	母性看護学概論	1	30
		母性看護学方法論Ⅰ	1	30
		母性看護学方法論Ⅱ	1	30
	精神看護学	精神看護学概論	1	30
		精神看護学方法論Ⅰ	1	30
		精神看護学方法論Ⅱ	1	30
	臨地実習	精神看護学方法論Ⅲ	1	15
		成人看護学実習Ⅰ	2	90
		成人看護学実習Ⅱ	2	90
	統合分野	在宅看護論	成人看護学実習Ⅲ	2
老年看護学実習Ⅰ			2	90
老年看護学実習Ⅱ			2	90
小児看護学実習			2	90
在宅看護論		母性看護学実習	2	90
		精神看護学実習	2	90
		在宅看護総論	1	15
看護の統合と実践		在宅看護方法論Ⅰ	1	30
		在宅看護方法論Ⅱ	1	30
		在宅看護方法論Ⅲ	1	15
	医療安全	1	30	
	看護管理	1	15	
	看護研究	1	15	
臨地実習	災害看護・国際看護	1	30	
	看護技術の統合	1	30	
統合実習	在宅看護論実習	2	90	
	統合実習	2	90	
合計			101	3030

既修得単位認定願

年 月 日

江戸川看護専門学校長 殿

学籍番号

氏名

印

私は（校名）_____において、次の科目を修得しているので、その単位を認めてくださるようお願いいたします。

	履修科目	単位数	開講年次	修得単位科目名
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

学則様式 2

第 号

卒 業 証 書

氏 名

年 月 日生

上記の者は本校医療専門課程看護学科（3年課程）所定の課程を修了したことを証し
平成6年文部省告示第84号により専門士（医療専門課程）と称することを認めます。

年 月 日

江戸川看護専門学校

学校長



履修案内（単位認定・卒業の認定・に関する方針）

1. 学年・学期

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。本校では、前期、後期の2期に分けている。

前期	4月1日～9月30日
後期	10月1日～翌年3月31日

2. 授業時間

授業時間は次の通りである。授業1回（1時限）は90分で行われこれを「1コマ」という。

時限	授業時間
1時限	9:10～10:40
2時限	10:50～12:20
3時限	13:20～14:50
4時限	15:00～16:30

3. 教育課程の概要

本校の授業科目は、「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野Ⅰ・Ⅱ」「統合分野」から構成されている。授業科目は授業形態により、講義、演習、学内実習、臨地実習に分けられている。

4. 卒業要件単位数

学則第20条により、学則別表に定める全科目101単位（3,030時間）を修得することが卒業する要件となる。

5. 卒業により得られる資格

卒業により、専門士（医療専門課程）と認められる。

6. 単位と学習時間

授業科目にはそれぞれ単位が定められている。単位とは学習の量をはかる目安となるもので、これらを一定量積み上げることによって卒業することができる。学生の皆さんは、この「単位」についてしっかりと理解すること。

看護師養成所指定規則には、「1単位の授業科目は45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とする」と定められている。（学則第16条参考）

ここで皆さんに知っておいてほしいのは、この45時間には「授業」と「自習（予習・復習）」の両方が含まれているということである。つまり、単位修得のためには、授業に出席しているだけでは不十分で、自主的な学習、すなわち、予習や復習が必要であるということである。

本校の授業は講義と臨地実習に分けられるが、この種類によって授業時間が異なる。1単位あたりの授業時間は、講義科目では、15～30時間、臨地実習では、45時間となる。

8. 成績評価

成績評価については、「履修科目及び単位認定に関する細則」第6条、第7条、第8条、第10条、を参照。

成績は学習状況、出席状況、試験、レポート等の結果を総合的に判断して評価する。成績評価は、S、A、B、C、Dで表され、Dは不合格、修得単位数は0、となる。

1) 講義科目の評価

(1) 終講試験

終講試験は授業科目が終了した後に行う。一科目につき、予定されている授業時間の内、3分の2以上の出席がなければ受験できない。試験時間は、一科目50分である。評価方法については、シラバスを参照すること。

(2) 追試験

本人の病気やその他やむを得ない事情により試験を受けることができなかった場合、証明書（診断書、事故証明など）または理由書を添え、本人の追試験願の提出に基づき、担当講師が必要と認めた場合に行う。評価は通常の試験に順ずる。

(3) 再試験

終講試験の結果、不合格となった科目について、本人の再試験願の提出に基づき、担当講師が必要と認めた場合に行う。評価は60点以上でC評価となる。

(4) 課題レポート

レポート提出は筆記試験に準ずる扱いになる。提出にあたっては間違いのないよう十分注意すること。

提出期限・時間は厳守すること。提出期限・時間を過ぎたものは原則として受け付けることはできない。

レポート作成の際は、授業担当教員から書式を指定された場合は、その指示に従いなさい。特別な書式の指定がない場合、以下の点を守りなさい。

- ①必ず表紙をつける。
- ②表紙には「テーマ」、「学校名」「科目名」「講師名」「提出日」「学籍番号」「氏名」を記載する。
- ③提出の際は、必ず左上をステープラーで綴じる。
- ④用紙のサイズは「A4判」とする。
- ⑤1枚400文字とし、枚数は担当教員の指示に従う。
- ⑥手書きで提出する場合、HB鉛筆・シャープペンを使用し楷書で書く。
- ⑦書式や内容をよく確認のうえ提出する。
- ⑧一度提出されたレポートの返却や差し替えは不可。

(5) 試験留意事項

試験では、以下の点に留意すること。

- ①試験開始5分前までに指定された教室に入室し、学生証を携帯のうえ着席していること。
10分を越えての遅刻は原則として受験を認めない。
- ②試験中、机の上は筆記用具のみとし、カバンの口は閉じて椅子の下に置くこと。疑われるような不正行為はしないこと。
- ③試験に際し、カンニング等の不正行為を行った者については、直ちに答案を没収する。そのあと継続して受験することはできない。その答案は無効となり、懲戒処分を受けることになる。不正行為は絶対に行ってはいけない。
- ④試験時間中は退室を認めない。
- ⑤答案用紙には、必ず学籍番号および氏名を楷書で記載すること。未記載は無効答案となる。

2) 実習科目の評価

- (1) 実習の評価については、実習時間数の5分の4以上を出席した者が対象となる。
- (2) 再実習は、不合格となった実習科目について、本人の再実習願の提出に基づき、担当講師が必要と認めた場合に行う。評価は60点以上でC評価となる。
- (3) 実習評価は、職員会議後、評価表の返却をもって通知とする。
- (4) 再試験(再実習)願届は、指定期日までに必ず手続きを行うこと。
- (5) 試験結果は職員会議後、答案用紙を返却する。返却日に限り、試験結果に対しての申し立てをすることができる。
- (6) 再試験該当者は職員会議で決定後、答案用紙の返却と掲示にて通知する。
- (7) 再試験日時は返却日に掲示にて通知する。

9. 授業に関する用語解説

1) 履修

学校で授業を受けることをこのように呼びぶ。受講とも言う。

2) 単位

ある科目の授業を履修して、試験に合格した場合、一定の「単位」を修得できる。この単位を積み重ね、所定の単位数を満たすことで卒業の要件を満たすことができる。

3) 修得

授業を履修し、単位を取得することをいう。

4) 講義

授業の種類のひとつで、主に教員の口頭による説明を中心に進める授業である。

5) 演習

授業の種類のひとつで、グループ制の小集団学習で学生が主体的に学ぶ授業である。

6) 学内実習

授業の種類のひとつで、主に看護技術の授業で行われる。看護技術理論の確認、基本的技術

の習得、看護者としての態度を学ぶ授業で、学校の実習室で行う。講義と臨地実習の架け橋となる。

7) 臨地実習

学内で学んだ知識・技術・態度の統合を図り、臨地の場で看護実践能力の基本を身につける授業である。

8) 補講

休講など補うために、休業期間などに行う授業である。

9) 休講

教員の都合などで、臨時的に授業を休むことをいう。休講の際は掲示板に提示する。シラバス:授業科目の授業内容、使用テキスト、学習方法、評価方法などの計画書を「シラバス」という。